

藤沢市官民データ活用推進指針



2020年（令和2年）7月

藤 沢 市

目次

第1章 藤沢市官民データ活用推進指針	2
1 指針策定の目的	2
2 指針の位置付け	4
3 指針の対象期間	5
4 藤沢市版官民データ活用推進計画	5
第2章 官民データを取り巻く状況	6
1 藤沢市の現状と課題	6
2 ウイズ・コロナ, アフター・コロナと新しいワークスタイル	12
第3章 官民データ活用の推進に関する基本的な方針	13
第4章 指針の推進	17
1 庁内横断的な体制による推進	17
2 推進体制の全体像	17
3 IT推進本部会議による推進	17
4 指針の進捗管理	18
第5章 官民データ活用の推進に係る個別施策	19
第6章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	26

第1章 藤沢市官民データ活用推進指針

1 指針策定の目的

近年、国においては、マイナンバー制度の導入・活用をはじめ、行政データの流通・活用を加速するための環境や法整備が進められています。

こうした取組は、全ての国民がICT¹やデータの利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる「官民データ利活用社会」という新たな社会モデルの構築を目指すものです。

このような社会の実現のためには、官民ともにデータが相互に繋がってこそ様々な価値を生み出すという認識を持ち、データ利活用のための環境整備を進めていくことが必要となります。

2016年には「官民データ活用推進基本法（2016年法律第103号）」が成立し、同法及び「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（2000年法律第144号）」に基づく取組を具体化するために2017年、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2017年閣議決定）」が策定されています。これらを受けるかたちで、2018年には「デジタル・ガバメント²実行計画」、2019年には「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を



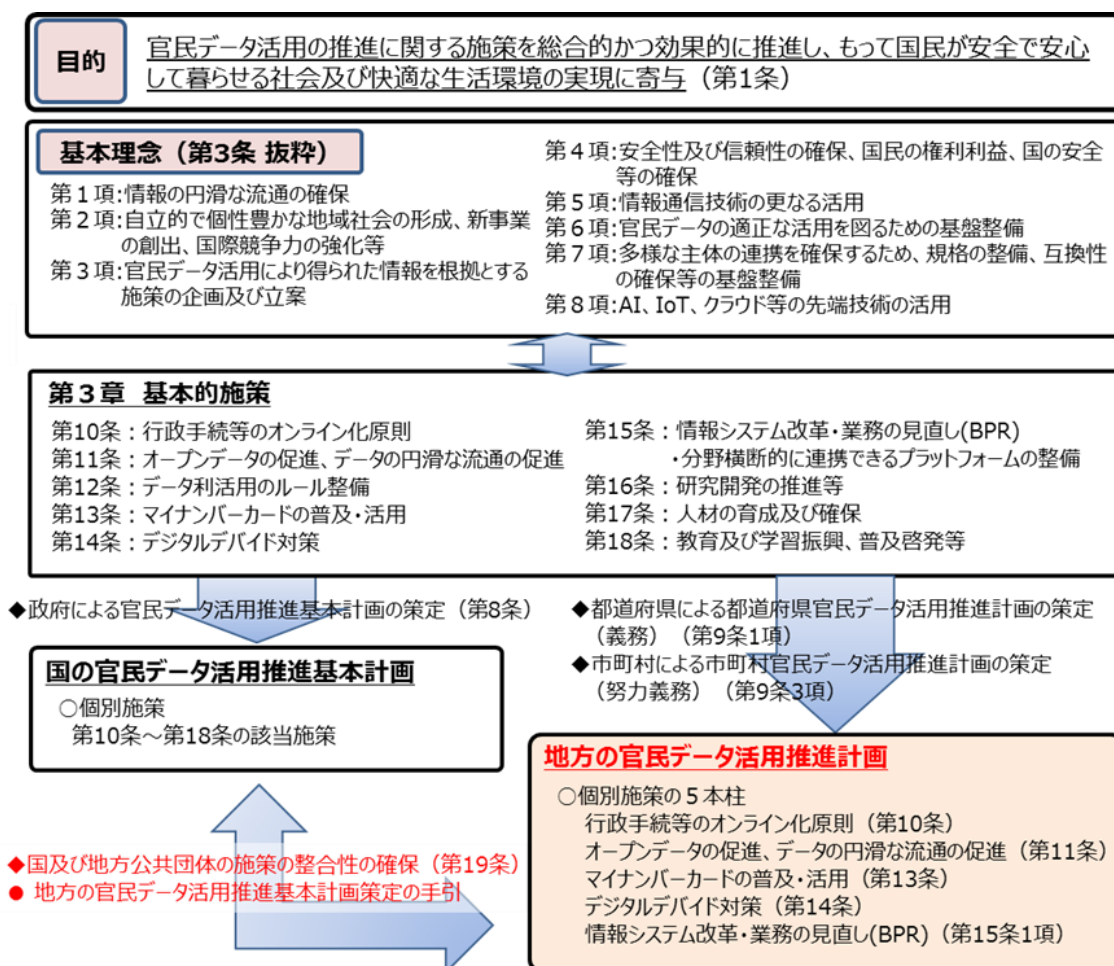
¹ ICT:Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術や通信技術を活用したコミュニケーションの総称。

² デジタル・ガバメント：サービス、プラットフォーム、ガバナンスといった電子行政に関する全てのレイヤーがデジタル社会に対応した形に変革された状態。

改正する法律」が成立し、行政のデジタル化を推進するための法整備等が着実に進められてきました。

このような状況の下、本市においても、官民データ活用推進基本法の中で地方公共団体に対して官民データ活用の推進に関する計画の策定が求められていること、及び、官民データ・ICTの利活用を市政運営につなげていく必要があることを踏まえ、藤沢市官民データ活用推進指針を策定することとしました。

なお、市町村官民データ活用推進計画の策定根拠となる官民データ活用推進基本法の概要と官民データ活用推進計画の関係は次のとおりです。

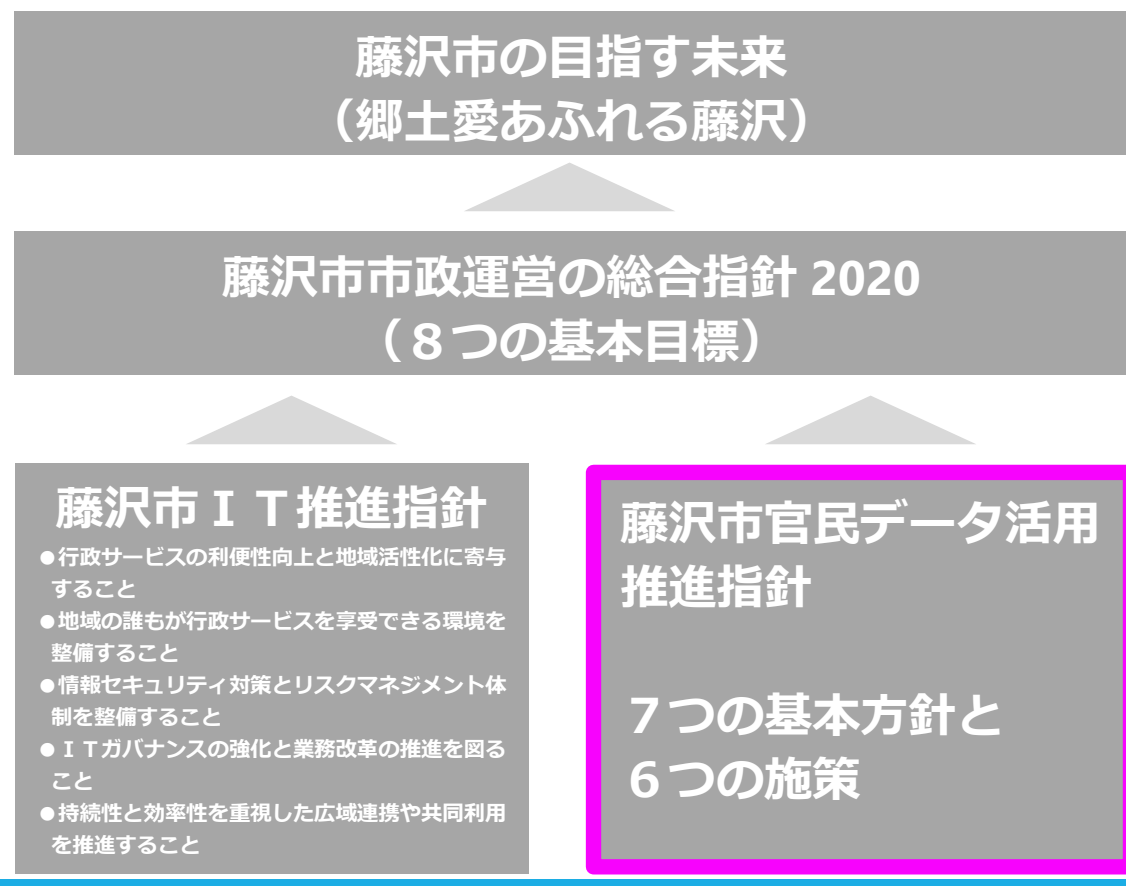


<出典：市町村官民データ活用推進計画策定の手引>

2 指針の位置付け

本市では、「藤沢市市政運営の総合指針2020（2017年策定）」をICTによって下支えするための指針として「藤沢市IT推進指針（2017年4月改定）」を策定し、「藤沢市市政運営の総合指針2020」の目指す都市像である「郷土愛あふれる藤沢」を実現するために、行政がICTを利用する際の考え方と5つの方向性を定めています。この「藤沢市IT推進指針」については、本市が抱える様々な課題に対して、ICTを課題解決の道具として、積極的かつ効率的に利活用するための基本的な考え方や方向性を示すための指針となっているものです。

今回策定する藤沢市官民データ活用推進指針は、具体的なICT施策を定めることで、「藤沢市市政運営の総合指針2020」を「藤沢市IT推進指針」とともに下支えするものとして位置づけています。



3 指針の対象期間

藤沢市官民データ活用推進指針は、次の藤沢市市政運営の総合指針との整合性を図る必要があることから、2020年7月から2025年3月までを対象期間とします。

しかし、昨今のICTの技術進展や取り巻く環境変化が速いことから、こうした変化に対応できる指針となるよう柔軟に改定を行うものとします。

4 藤沢市版官民データ活用推進計画

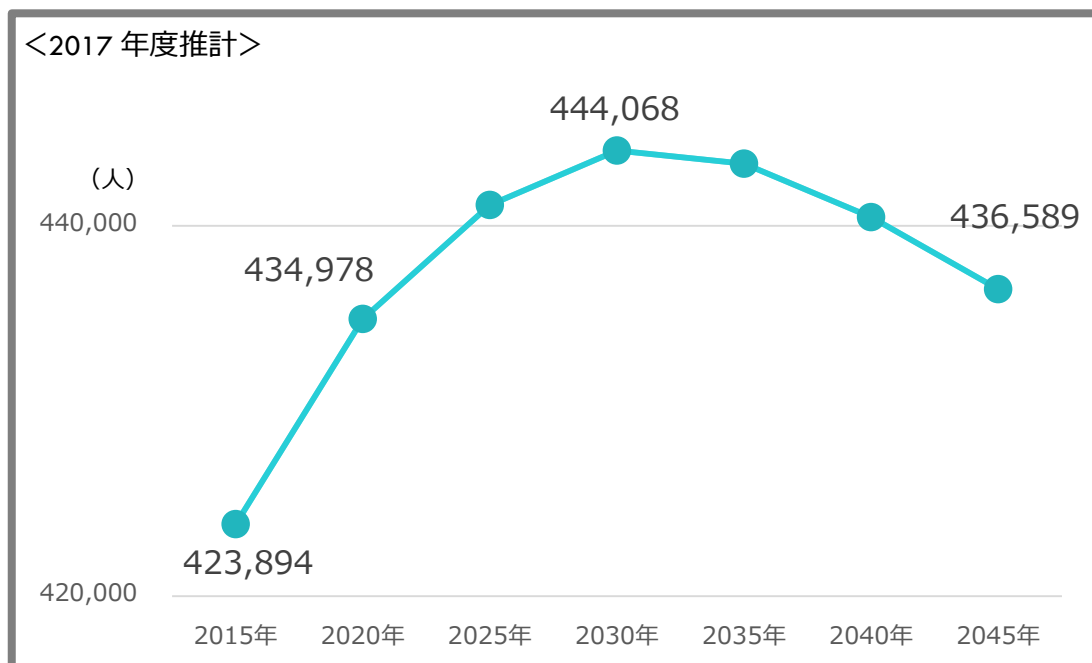
本指針は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく、藤沢市版の「市町村官民データ活用推進計画」として位置付け、国や神奈川県の実策と整合性を図りながら、各取組を推進していきます。

第2章 官民データを取り巻く状況

1 藤沢市の現状と課題

(1) 人口減少社会を見据えたICTの効率的な活用

全国的には既に人口減少時代に突入しています。本市においても、2015年度の国政調査に基づく本市の将来人口推計では、2030年頃まで人口は緩やかな増加傾向となっていますが、その後は減少に転じる予想となっています。



<出典：藤沢市将来人口推計（一部編集）>

また、人口減少と同時に高齢化率も上昇し、人口減少・少子高齢化社会では働き手も大幅に減少し、それに伴い、行政サービス分野においても働き手の減少は深刻化することが予想されます。自治体の経営資源が制約される中どのようにサービスを継続していくのが課題となっています。

人口減少社会における働き手の減少を見据え、今から準備を行うことで現状の行政事務の質を落とすことなく、将来においても事務執行が可能となるようにすることが求められます。そのためには、ICTを効率的・効果的に活用することが必要不可欠です。

(2) システムのカスタマイズ³手法からの脱却

業務で利用するシステムの更新については、「システムに業務を合わせる」視点が最も重要です。これまで実施してきたシステム化では、「業務にシステムを合わせる」もので、毎年行われる法改正や制度改正の度にシステム変更とカスタマイズに膨大な時間と労力が必要でした。このような手法は、業務の効率化には一定程度効果があった反面、システム改修時や更新時にカスタマイズがその都度必要で、そのための費用がかかる事、カスタマイズ項目の確認不足による事務処理誤りに繋がるリスクとなっていました。

このことから、今後のシステム導入の際には極力カスタマイズせずシステムに業務を合わせる手法への変更が必要です。また、国の方針としてクラウド⁴利用の推奨及び自治体システムの標準化に向けた検討がされている現状から、将来的に業務システムは自庁構築せず外部のクラウド等を他自治体等と共同利用することで人的経費、導入経費の削減を見据えた検討も必要です。

本市では、最適なシステム調達に向けた「IT調達ガイドライン⁵（2.0）」（2017年6月）を定め、事務手順の見直し（BPR⁶）を特に重視



³ カスタマイズ：ユーザーの好みと使い方に合わせて、システムやソフトウェアの機能などを設定し直すこと。

⁴ クラウド：ハードウェアやソフトウェアを持たず、インターネットを通じ、サービスを必要な時に必要な分だけ利用する考え方。

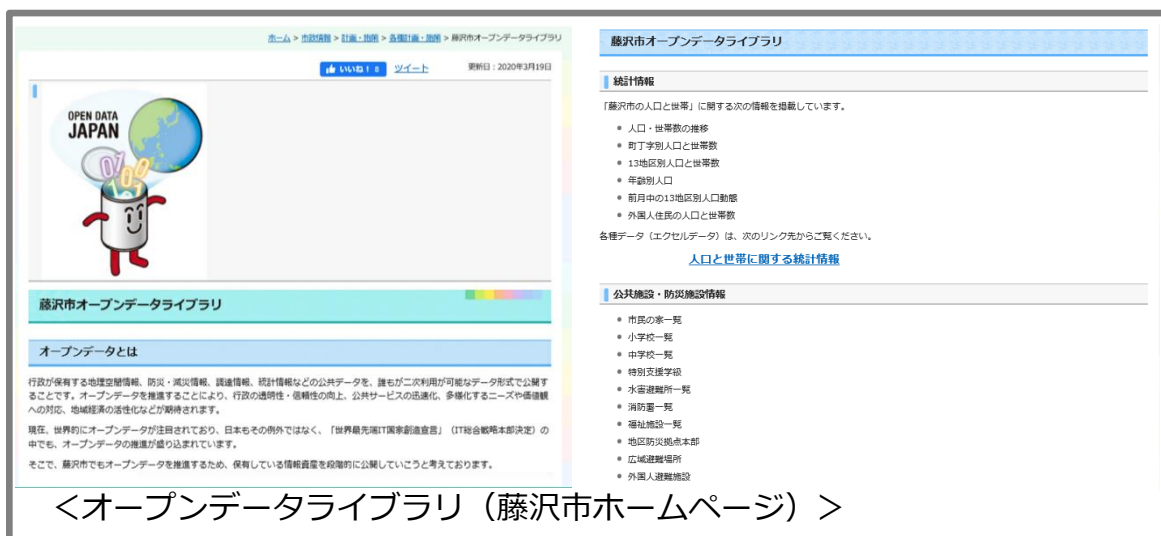
⁵ IT 調達ガイドライン：情報システムの導入や更新等に関する調達事務について、事務の流れや留意事項等をまとめたもの。

⁶ BPR: Business Process Re-engineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

しながら、これまでの手法である「システムをカスタマイズして業務に合わせる手法」からの脱却を目指しています。

(3) オープンデータライブラリでのデータ公開

データ利活用の取組について、本市では「世界最先端IT国家創造宣言（2013年6月14日閣議決定）」において、オープンデータ⁷の推進が掲げられたことから2014年6月にオープンデータライブラリを本市のホームページ内に開設しました。



藤沢市オープンデータライブラリ

統計情報

「藤沢市の人口と世帯」に関する次の情報を掲載しています。

- 人口・世帯数の推移
- 町丁・字別人口と世帯数
- 13地区別人口と世帯数
- 年齢別人口
- 前月中の13地区別人口動態
- 外国人世帯の人口と世帯数

各種データ（エクセルデータ）は、次のリンク先からご覧ください。

[人口と世帯に関する統計情報](#)

公共施設・防災施設情報

- 市民の家一覧
- 小学校一覧
- 中学校一覧
- 特別支援学校
- 水害避難所一覧
- 消防署一覧
- 福祉施設一覧
- 地区防災拠点本部
- 広域避難場所
- 外国人避難施設

＜オープンデータライブラリ（藤沢市ホームページ）＞

このオープンデータライブラリでは現在、本市が公開可能と判断したデータを始め、国や県が定める標準データセットについての公開を行っています。

また、オープンデータライブラリ公開の際には、オープンデータに対するニーズや課題の洗い出しを目的として「アプリコンテスト⁸」を実施するなど、オープンデータの普及拡大に努めてきました。



⁷ オープンデータ：誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ。

⁸ アプリコンテスト：優れたアプリケーションを広く提案・募集するコンテストの実施。

しかし、どのようなデータを公開することが求められているのか、ニーズの把握やデータフォーマット⁹の標準化、語彙基盤整備¹⁰といった課題もあり、データの利活用に向け引き続き取り組んでいく必要があります。

(4) 電子申請の現状

電子申請の推進については、2005年に「藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、県内市町村共同で市民等の利用者が24時間365日手続のできる電子申請・届出システムの運用を開始しました。本システムを利用すること、その他公共施設の予約システムや図書館ホームページからの資料の予約等含め、行政手続のオンライン化を推進しています。

しかし、電子申請・届出システムは、一定の利用はありますが、近年利用率は横ばいの状況であり、利用手続数の増加と利用率の向上が課題となっています。そのため、現在対面での対応が必要な許認可等の手続に対し、ICTを活用し遠隔からの手続を可能にすること等による電子申請メニューの拡大や、マイナンバーカードの普及・利用促進と合わせて電子申請・届出システムの仕組みを活用した手続の検討などを進める必要があります。

(5) 社会の仕組み自体の急速な変化と先進的なプロジェクトへの参画

ICTを巡る技術の進歩は想像を超えるスピードで進展しています。特にネットワークインフラの発展に伴って大量のデータ流通が起こったことと、スマートフォンや家電を始めとしたあらゆるモノがネットワークに繋がる



⁹ データフォーマット：データ形式。

¹⁰ 語彙基盤整備：データで用いる様々な用語の表記、意味、構造を統一し、分野を超えてデータの検索向上やシステム連携強化を実現すること。

I o T¹¹の発展を背景に大量に発生するデータに注目が集まり、社会の仕組み自体も急速に変化しています。

また、本市では、産学官連携の一つとして、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスと包括連携協定を2009年に締結し、行政課題の解決に相互協力を行うこととしており、国のICT活用やスマートシティ¹²へ向けた新たな技術立証の実証事業に積極的に協力し、新しい技術開発の先進的なプロジェクトへ参画しています。このような取組を進めることで、誰もが便利で快適な「Society 5.0¹³(超スマート社会)」を実感できる社会に向けた具体的な施策に役立つことが期待されます。



<出典：Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料>



¹¹ IoT：Internet of Thingsの略。モノのインターネット。インターネットに接続できる機能をあらゆるモノが保有し、それらのモノから収集したデータを処理する機能で構成される複合技術・サービス。

¹² スマートシティ：都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる街。

¹³ Society 5.0：狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続くサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（5.0）。

(6) ICTは持続可能な行政運営を支える基盤

このようにICTは近い将来直面する人口減少・労働力不足などの社会課題、地域の諸課題の解決や、行政コストを抑制し持続可能な行政運営を支える基盤となっていくことが期待されています。ICT活用やデータ利活用を推進していく際には、個人情報保護やシステムのセキュリティ¹⁴に最大限の配慮を行いながら、オープンデータやビッグデータ¹⁵を市民サービスの向上、行政事務の効率化のために活かすことができる体制を整備するとともに、ICTを活用できる職員の人材育成が重要となります。

(7) 指針策定によりスマート藤沢の実現へ

現在国は官民データ利活用社会、及びその先にあるSociety 5.0の実現を目指し様々な施策を打ち出しています。また神奈川県においても、国の動向を受け「かながわICT・データ利活用推進計画」を策定し、多様なデータ利活用の取組を進めているところです。

本市においても以上のような取組を全庁に展開していく必要がありますが、そのためには、①業務改善への意識、②業務効率化への意識、③業務そのものがデジタル化に馴染みにくい、④職員のICTリテラシー¹⁶不足、⑤部局間連携の強化等の課題に取り組んでいく必要があります。

これらの課題に積極的に取り組み、国、神奈川県の動向も注視しながら、IoT、ビッグデータ、AI¹⁷等、最先端テクノロジーを活用した安全安心



¹⁴ システムのセキュリティ：主に情報システムの保有する重要な情報や個人情報を外部・内部の脅威から守ること。

¹⁵ ビッグデータ：一般的なデータ管理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。

¹⁶ ICTリテラシー：情報化社会に対応する能力。

¹⁷ AI：Artificial Intelligenceの略。人工知能。

で暮らしやすい元気なまち「スマート藤沢」を実現できるよう、本指針の策定と施策の遂行が重要になります。

2 ウィズ・コロナ, アフター・コロナと新しいワークスタイル

2020年、世界中にパンデミック¹⁸を起こした新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの社会活動そのものを根底から変えています。そして、今後はこのような感染症のリスクにも適応した社会システムへ転換していく必要があることを明確に示しています。

特に自治体においては、今回のコロナ禍において、感染拡大のリスクへの対応と並行して、業務継続の観点からテレワーク¹⁹導入やWeb会議²⁰などリモートワーク²¹での対応を実施する中で新たな行政のあり方を示す必要も生じたことから、働き方改革も含めて、新しいワークスタイル²²に向けたデジタル市役所への転換が求められています。

デジタル技術を活用した新たな人とのつながり方が、様々な分野において活用され、感染症終息後の新たな日常においても重要となってきます。



¹⁸ パンデミック：感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行すること。

¹⁹ テレワーク：ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

²⁰ Web会議：遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツール。

²¹ リモートワーク：直接出社せず、自宅やレンタルオフィスなど、会社から離れた場所で業務を遂行する勤務形態。

²² ワークスタイル：働き方のこと。リモートワークなどを指す。

第 3 章 官民データ活用の推進に関する基本的な方針

本指針を推進するにあたり、官民データ活用推進基本法第 10 条から第 18 条までに規定されている基本的施策に基づき、以下 7 つの基本方針を設定します。

方針 1 行政に係る手続のオンライン化の推進（第 10 条）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙ベースによる手続から脱却し、官民データ活用に向けて、行政手続等においてはオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）を原則とし、それに伴う情報システム改革、業務の見直し（B P R）及び添付書類の省略を推進し、利用者の利便性を第一とした利用者中心の行政サービスを実現します。

行政手続等におけるオンライン化を推進するため、オンラインによる行政手続の利用を住民に促すと同時に、職員等においても、行政手続を紙ベースでの手続からオンラインでの手続に移行するよう促します。

手続のオンライン化にあたっては、「方針 5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保」に係る取組と連動し、本市全体として、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しをあわせて実施します。

また、行政手続がオンラインで可能となるように、各手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化、添付書類の省略などのオンライン化の検討を行います。

方針2 行政が保有するデータの活用の推進（第11条・12条）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするために策定された、国の「オープンデータ基本指針（2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。2019年6月7日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を更に推進します。また、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることがないよう配慮しつつ、様々なデータの利活用が進むように取組を行います。

方針3 マイナンバーカードの普及及び活用（第13条）

国は「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（2019年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）」や「経済財政運営と改革の基本方針2019（2019年6月21日閣議決定：骨太の方針）」等を踏まえ、2020年度に予定している「マイナポイント」を活用した消費活性化策の導入や、2021年3月から本格運用を開始するマイナンバーカードの健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進することとしています。

本市においても、有効なカードの交付枚数については人口比で約19%（2020年4月末）となっていますが、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を推進することで、住民の利便性向上に寄与し、併せて行政の事務負担が軽減されるよう、施策を実施します。

方針4 情報通信技術の利用の機会等の格差是正 (第14条)

基本法第14条でも示されているとおり、情報通信技術の利用機会、すなわち通信インフラ²³の利用格差や、ICTの利活用能力に関する格差に対し必要な是正措置を講じることが求められています。

本市における通信インフラについてはどの地域、どのエリアでも電波が届かない等の格差は生じていません。一方でデジタル化を進めた事で生じる、ICTを活用できない方が生じる事等にも注視し、それらに取り残されるという不安を抱く利用者層が生まれることのないよう、必要な対策を検討します。

方針5 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保 (第15条)

行政サービスの利便性向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務プロセスの見直し(BPR)や情報システムの改革を推進します。具体的には、2021年1月の基幹系システム²⁴更新後に迎える次のシステムについては、クラウド化など他自治体との共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保について取り組みます。

方針6 官民データ活用に関する教育及び普及啓発 (第17条・18条)

行政が保有しているデータや世の中に存在している様々な情報を政策に活用することが求められています。そのためには、職員にもデータ活用のためのスキル等が必要になります。そこで、データ活用の重要性に対する意識、統計デ



²³ 通信インフラ：社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などの総体。

²⁴ 基幹系システム：自治体における「住民情報関連システム」、「税務関連システム」、「国民健康保険関連システム」、「国民年金関連システム」、「福祉関連システム」等の業務を指すもの。

ータなどを適切に理解するための知識，データ分析に関する実務能力を身に着け，事業や政策立案にデータを有効に活用できる職員になることを目的として，研修等の人材育成を実施します。

方針 7 先端技術・データを活用した取組の推進（第 16 条）

A I や R P A²⁵ と言った先端技術については，他の自治体でも活用が進み，導入による効果が認められています。特に，行政内部の定型業務に組み込むことで業務効率化が図れることから，今後においても先端技術の活用に向けた研究を進めることが重要であるといえます。

そのため，行政課題の解決に向けてロボット等の先端技術の利活用を促進するために実証実験を行う中で，A I 等の I C T 利活用について取り組んでいます。

また，データ利活用の部分において本市では，慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等と共同で国のデータ活用等の実証事業に参画しています。

今後も，ビッグデータ利活用基盤技術の研究，収集したデータのセキュリティに関する取組やデータ利活用の具体例の研究を実施していくこと，及び行政の課題解決や住民サービスの向上に資する研究に積極的に参画してまいります。あわせて，庁内でのデータ利活用に関しては，B I ツール²⁶や E B P M²⁷といった取組事例の紹介やデータ利活用による業務改善等の研究をとおり，組織横断的な取組を進めていきます。



²⁵ R P A : Robotic Process Automation の略。パソコン操作などを人間に代わってソフトウェアが行う仕組み。

²⁶ B I ツール : Business Intelligence ツール。組織内に蓄積された様々なデータを収集し可視化・分析可能な状態にすることで，業務の現状把握・意思決定を支援するツール。

²⁷ E B P M : Evidence Based Policy Making の略。統計などのデータを分析し，どのような政策が有効であるか，定量的に把握し，政策と成果の因果関係を明確にする手法。

第4章 指針の推進

1 庁内横断的な体制による推進

本指針の推進に当たっては、単独の事業課だけではなく、庁内横断的な体制で取組を進めることが重要であり、技術的な勉強会などを実施しながら取組の周知と課題等の検討を進める必要があります。

当面IT推進課を事務局として、各事業課が連携することとし、業務フローの積極的な見直し等を実施します。

2 推進体制の全体像

必要に応じて新たな推進体制も検討しながら、効率的、効果的に指針を推進します。しかし、最新技術の研究などについては、庁内連携だけでは難しいことから産官学連携等も見据えながら取組を進めます。

また、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスと行っている「地域IoTと情報力研究コンソーシアム²⁸」と積極的に連携することとします。

3 IT推進本部会議による推進

本指針の推進や官民データ活用のための取組を推進していくため、政策的に取り組む必要があるものは、IT推進本部会議で審議するとともに、進捗報告や課題の解決に向けた意見の集約を行い、全庁に周知をしながら取組を更に進めます。



²⁸ コンソーシアム：複数の個人や組織が共通の目的のために活動する集団。

4 指針の進捗管理

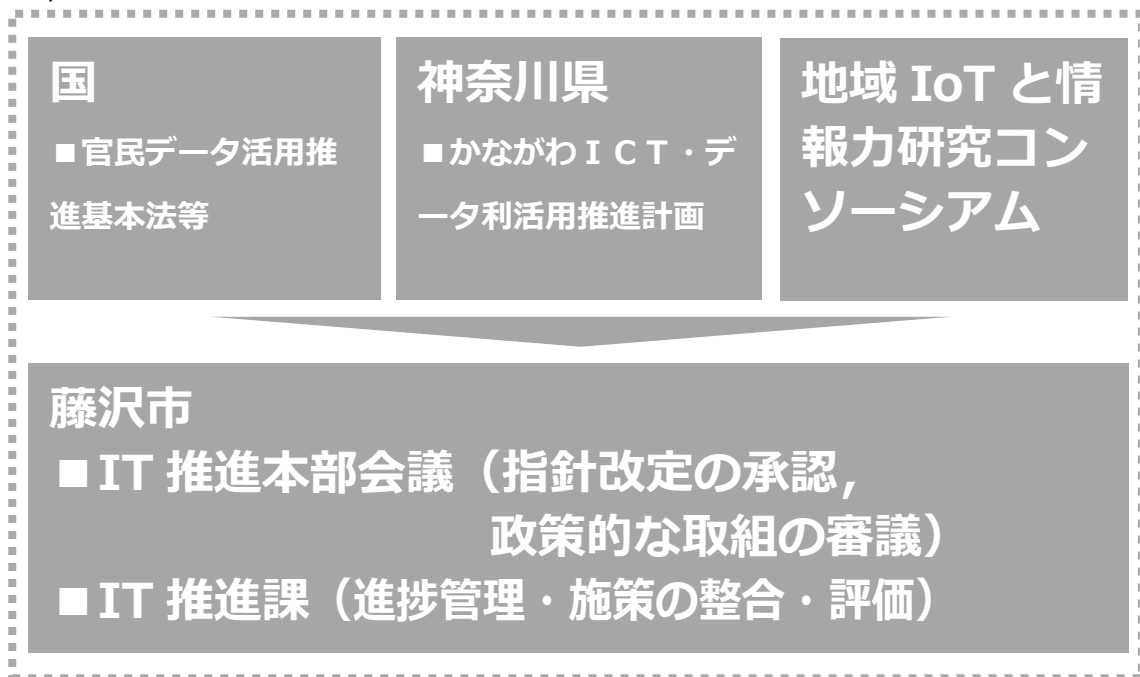
(1) 体制

官民データ活用の対象となる施策の分野が幅広く、情報部門だけではなく庁内横断的な対応が必要となることから、全庁的な情報化の推進体制である「IT推進本部会議」で、指針の策定・改定を実施するものとします。

なお、ICT・データの利活用等の施策を主体的かつ円滑に講じるよう、会議内で審議します。

(2) 進捗管理の実施

指針に位置づける各施策については、その達成度合いを把握、管理するために、PDCAサイクル²⁹による進捗管理を行います。



²⁹ PDCAサイクル：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

第5章 官民データ活用の推進に係る個別施策

本指針の策定趣旨及び7つの基本方針を勘案し、市として取り組む施策を以下のように位置付けます。ただし技術の進歩に伴うICT環境の変化や、国・神奈川県が示す計画や方針といった動向を注視する等、時代の変化にあわせ、必要な場合には新たな取組の追加や内容の変更を実施、及び更なる拡充を目指します。

基本方針		個別施策					
		施策1 オープンデータの促進・データ利活用の推進	施策2 行政手続オンライン化への取組	施策3 マイナンバーカードの取得及び普及等に関する取組	施策4 デジタルデバйд対策	施策5 行政情報システムにおける業務改革の促進	施策6 デジタル市役所実現に向けた人材育成
1	行政に係る手続のオンライン化の推進		●	●			
2	行政が保有するデータの活用の推進	●					
3	マイナンバーカードの普及及び活用		●	●			
4	情報通信技術の利用の機会等の格差是正				●		
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保					●	
6	官民データ活用に関する教育及び普及啓発						●
7	先端技術・データを活用した取組の推進	●				●	●

時代の変化にあわせ、更なる拡充を目指します

施策1 オープンデータの促進・データ利活用の推進

概要	2014年6月に開設したオープンデータライブラリの充実と民間事業者等が必要とする本市保有データの更なる公開を進めます。 大学等の研究機関とも連携を深め地域課題の解決に向けた取組を進め、ICTやIoTへの積極的な研究検討を行い、様々な主体と連携した新サービスの創出に向けた取組を進めます。		
スケジュール 具体的な取組	2020年度		(1)オープンデータの拡充 (2)新サービス創出に向けた取組 (3)GIS ³⁰ との連携検討 (4)EBPMの推進
	2021年度		
	2022年度		
	2023年度		
	2024年度		



³⁰ GIS : Geographic Information System の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

施策2 行政手続オンライン化への取組

概要	従来の紙ベースによる手続から脱却し、デジタルデバイス³¹の活用による、様々な場面での行政手続のオンライン化を進めます。 各種申請手続等における受付から完了までの待ち時間の短縮のため、業務フローの見直しを含めた電子による手続、携帯電話・モバイル端末を活用した届出等の手法を検討し、窓口滞在時間の短縮を図ります。 また、税・公金収納や支払いについて、多様なチャネル³²による納付機会の拡大を実施し、時間と場所にとらわれず、いつでもどこからでも納付可能な環境を整備します。		
スケジュール 具体的な取組	2020 年度		(1)オンライン化適用手続の拡大
	2021 年度		(2)公民館施設予約における電子抽選の検討と導入
	2022 年度		(3)タブレット端末・モバイル端末 ³³ を活用した手続手法の検討
	2023 年度		(4)多様なチャネルによる納付機会の拡大
	2024 年度		(5)電子サイン ³⁴ の研究



³¹ デジタルデバイス：デジタル製品の総称。

³² チャネル：通路，ルート。ここでは，インターネットバンキング，モバイルバンキング，及びATM等のことを指す。

³³ モバイル端末：小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置。

³⁴ 電子サイン：何らかの手段を用いて本人確認・改ざん等の防止措置がとられた，デジタル文書に対して行う署名プロセス。

施策3 マイナンバーカードの取得及び普及等に関する取組

概要	番号通知カードの廃止（2020年5月25日）に伴い、マイナンバーカードの取得促進が期待されるところです。本市におけるマイナンバーカードの普及率は有効交付率で約19%となっています。普及促進には2021年から開始される健康保険証としての利用以外にも、マイナンバーカードの多目的利用の検討が必要不可欠となっていることから、国の動向等にも注視しつつ、費用対効果等も十分考慮して検討を進めます。また、マイナンバーカードを市民が取得しやすくなるよう、本市開催のイベントや臨時的な申請窓口等を開設するなど、引き続きマイナンバーカード普及促進を図ります。		
スケジュール 具体的な取組	2020 年度		(1)多機能化の検討 (2)普及促進策の検討 (3)マイナンバーカード申請機会の充実
	2021 年度		
	2022 年度		
	2023 年度		
	2024 年度		

施策4 デジタルデバイド³⁵対策

概要	デジタル市役所実現に向けた行政手続等の変化を，利用者にしっかりと説明する取組を進めることが重要と捉え，利用機会等の格差是正に向けた取り組みを進めます。 外国人市民や障がい者等が迷うことなく手続が行えるよう I C Tを活用したサポート等も研究を進めます。 また，地域性を考慮した，多様な主体と連携することで，市民や企業を対象とした公民館事業や独自事業等を企画し，デジタルデバイド解消や I C T，官民データの活用に関する人材育成，普及啓発に取り組みます。		
スケジュール 具体的な取組	2020 年度		(1)パソコンやスマートフォン入門講座開講等 I C Tリテラシー向上を目的とした研修の開催 (2)公民館と連携した各地区におけるデジタルデバイド解消を目的とした講座の開催 (3)デジタル市役所，行政手続のオンライン化等の市民周知
	2021 年度		
	2022 年度		
	2023 年度		
	2024 年度		



³⁵ デジタルデバイド：コンピュータやインターネット等，情報技術を活用できる人と，できない人の間に生じる，貧富・機会・社会的地位等の格差。

施策5 行政情報システムにおける業務改革の促進

概要	本市が運用する情報システムについては、システム更新時に、将来における他の地方公共団体とのシステム共同利用も想定しつつ、業務手順の見直しを徹底し、カスタマイズを抑止することで、業務効率化とシステム経費の削減につなげ、情報システム改革を推進します。 業務効率化の一環として、保育施設入所選考作業等へのA I 導入や、定型的な業務に対するR P Aの技術を活用すること、更に、B I ツールによりこれまで埋もれていたデータを活用し、業務の見える化など先端技術の活用を行います。 働き方改革や業務継続の観点から、在宅勤務等に向けたワークスタイル変革に合わせた、テレワークやW e b 会議等の遠隔業務への対応を進めます。 小・中学校においては文部科学省が進める「G I G A スクール構想³⁶」を実現するとともに、I C T 活用によるオンライン学習³⁷を推進します。		
スケジュール 具体的な取組	2020 年度		(1)他自治体共同利用の検討
	2021 年度		(2)A I , R P A 適用業務の検討と実施
	2022 年度		(3)B I ツールの活用
	2023 年度		(4)電子決裁, ペーパーレス化の推進
	2024 年度		(5)テレワーク環境の構築
			(6)T V , W e b 会議環境の構築
			(7)ローカル5 G ³⁸ 利活用の検討
			(8)「G I G A スクール構想」の実現 とオンライン学習の推進



³⁶ G I G A スクール構想：児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

³⁷ オンライン学習：情報技術（主にインターネット）を用いて行う学習や学びのこと。eラーニングも同義。

³⁸ ローカル5 G：地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5 G システム（4 G を発展させた「超高速」だけでなく、「多数接続」、「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム）。

施策6 デジタル市役所実現に向けた人材育成

概要	デジタル市役所実現に向けた取組を推進するためのICTを有効に活用できる人材の育成について、庁内研修を実施し、技術の紹介や活用事例の紹介等とおし、業務への活用等を学習する機会を設けます。 研修実施の際は、集合研修のみではなく、自己研鑽に努められるようeラーニング³⁹システムも活用し、全職員に受講機会を設けるなど、様々なチャンネルを活用し、ICTを有効に活用できる職員の育成及び、将来藤沢市のICT施策を担うCIO⁴⁰やCDO⁴¹の育成にもつなげていきます。		
スケジュール 具体的な取組	2020年度		(1)最新技術の動向, ICTスキル や技術活用に向けた研修の実施 (2)eラーニングシステムの活用
	2021年度		
	2022年度		
	2023年度		
	2024年度		



³⁹ eラーニング：オンライン学習と同義。

⁴⁰ Chief Information Officer：最高情報責任者。

⁴¹ Chief Digital Officer, Chief Data Officer：データ統括責任者。

第6章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本指針の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（２０１４年法律第１０４号）」、「サイバーセキュリティ戦略（２０１５年９月４日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保することとあわせて、「個人情報の保護に関する法律」及び「藤沢市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切にデータを公開、運用をすることで、データの活用に係る住民の不安の払拭に努めます。

藤沢市官民データ活用推進指針

2020年(令和2年)7月 策定

藤沢市総務部 I T 推進課